

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

滑川町は埼玉県のほぼ中央に位置し、面積は約29.68km²となっており、町全域の約60%を丘陵地が占めている。町北部はため池農法を利用した農村地帯が広がり、南部は土地区画整理事業による新興住宅地や工業団地などが立地している。

全国的に少子化、人口減少が進む中、当町の総人口や生産年齢人口は増加傾向にある。近年では急激な伸びは収まりつつあるが、今後もゆるやかに増加する見込みである。

本町の工業は、昭和52年3月に造成工事が完了した東松山工業団地のほかに町内企業が点在し、様々な分野の事業所が操業しているが、工業統計調査によると製造業の事業所数は平成22年度で44、平成24年度、平成26年度は47となっており、製造出荷額においては平成22年度で9,724,396万円、平成24年度は10,045,909万円、平成26年度は9,870,146万円となっており、増減はあるものの、横ばいで推移している。

現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している中、町内中小企業の生産性が向上することで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、会社を次世代に引き継いでいくことが求められている。

この現状を考慮し、新たな企業誘致のための受け皿づくりに取り組むとともに、既存事業所の生産性の向上により、経営の安定化を図るための支援体制づくりを行っていくことが重要である。

(2) 目標

事業者の育成と振興を図っていくため、商工会等の関係機関との連携により経営相談・経営指導の充実を行っているが、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、町内事業所がさらに発展していくことを目指す。

計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

滑川町は農業を基幹産業としているが、東松山工業団地を中心として様々な業種の企業が進出し、事業分野も多岐に渡り、これらの産業で広く事業者の生産性を向上する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置する設備のみとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

滑川町は東松山工業団地を中心として様々な業種が立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は滑川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

滑川町は東松山工業団地を中心として様々な業種が立地しているため、これらの産業で広く事業者の生産性を向上する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であることから、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の

安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。